

太宰府の市民団体 調停申請へ意見書

市長の再議問題

太宰府市の携帯電話

基地局設置を巡る紛争

防止条例を可決した議

会に対し、井上保広市

長が条例再議を求めた

問題で、市民グルーブ

「太宰府市民塾」（森

岡侑士代表幹事）は6

日、自治紛争処理委員

に調停申請するよう求

める意見書を大田勝義

議長らに提出した。

意見書では「再議が

成立するか否かの判断

は、議会または市長の

一方に委ねられるもの

ではない」として調停

申請を求めた。地方自

治法では調停を求めら

れた場合、総務大臣か

知事が3人の有識者を

自治紛争処理委員に任

命するよう規定されて

いる。

平成24年1月7日
西日本

平成24年1月7日
毎日

携帯基地局条例問題 「市の再議に疑問」

太宰府の市民団体

太宰府市議会が昨年12

月に議員提案の携帯電話
中継基地局の紛争防止条
例案を可決した直後、井
上保広市長が再議に付し
た問題で、市民グルーブ
「太宰府市民塾」（森岡
侑士代表幹事）は6日、
市側の対応を疑問視する
意見書を市議会に提出し
た。

意見書は、審議のやり

直しを求める再議につい
て「慎重を期すことが不
可欠。（市側の対応は）
大きな疑問を抱かせる」
と主張。今後、市議会が
再議に妥当性や説得性が
あるかを精査し、県の自
治紛争処理委員に調停を
申請するよう求めている。